



# 島根県報

令和5年2月7日(火)

号外第11号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

## 告 示

## 島根県告示第79号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年2月7日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	184号	飯石郡飯南町下来島 3175番6地先から同688番4地先まで	前	メートル 11.07～ 16.00	メートル 150.60	災害防除工事 拡幅
			後	21.95～ 33.84	150.60	
県道	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町中野 1072番1地先から同地先まで	前	19.12～ 23.80	16.47	災害復旧工事 拡幅
			後	21.22～ 29.42	16.47	
"	"	雲南市三刀屋町根波別 所84番3地先から同 1726番6地先まで	前	18.19～ 28.68	15.86	雲南県土整備 事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	22.73～ 34.59	15.86	
"	"	雲南市三刀屋町坂本734 番1地先から同732番1 地先まで	前	10.42～ 15.46	19.80	災害復旧工事 拡幅
			後	13.74～ 15.73	19.80	
"	"	雲南市三刀屋町坂本702 番1地先から同709番地 先まで	前	24.90～ 35.32	23.36	災害復旧工事 拡幅
			後	24.90～ 37.33	23.36	

## 島根県告示第80号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年2月7日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	吉田三刀屋線	雲南市三刀屋町三刀屋606番5地先から同地先まで	メートル 9.10	令和5年 2月7日	雲南県土整備 事務所	